

いわき市診療所開設支援補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年 2月13日

いわき市長 清水 敏 男

いわき市診療所開設支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における医療提供体制を確保するため、市の区域内において、診療所を新規開設する医師等に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（公衆のために医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 医師等 医師、医療法人その他診療所を開設することができる法人（医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を除く。）をいう。ただし、申請日の3か月前の日から申請日までの期間において、主たる勤務先として市の区域内の医療機関等に勤務している医師又は市の区域内に医療機関を有している医師等を除く。
- (3) 新規開設 医療法第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項に基づき新たに診療所の開設を届け出ることをいう。

(補助の対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす医師等とする。

- (1) 市の区域内において、診療所を新規開設した後に継続して10年以上診療す

る見込みであること。

- (2) 一般社団法人いわき市医師会に加入し、積極的に在宅医療を含む地域医療に貢献すること。
- (3) いわき市休日夜間急病診療所における診療に協力すること。
- (4) 市が一般社団法人いわき市医師会に委託する在宅当番医制事業に協力すること。
- (5) 市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力すること。
- (6) 既存の診療所を引き継ぎ、新規開設する場合にあっては、診療所を引き継ぐ医師又は法人の代表者が、診療所を引き継がせる医師又は法人の代表者の2親等以内の親族でないこと。
- (7) 国、地方公共団体その他公的な機関から、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
- (8) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。
（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日）

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、補助事業着手前10日とする。

（補助金交付申請の添付書類）

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該診療所において診療する医師の医師免許証の写し
- (2) 当該診療所において診療する医師の申請日の3か月前の日から申請日までの勤務先がわかる書類
- (3) 診療の用に供する土地を取得する場合にあっては、当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書
- (4) 診療の用に供する建物を新設し、取得し、改修し、又は拡張する場合にあ

っては、建物平面図（改修にあつては、改修前後の平面図）及び見積書（新築し、改修し、又は拡張する場合にあつては、工種別内訳書及び工種別明細書を含む。）

(5) 診療の用に供する機器を購入する場合にあつては、見積書（カタログを含む。）及び購入理由書

2 規則第4条第1項第3号に掲げる書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

（実績報告の添付書類）

第7条 規則第12条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) いわき市保健所が受領したことがわかる診療所開設届の写し

(2) 診療の用に供する土地及び建物を取得する場合にあつては、契約書の写し及び登記事項証明書

(3) 診療の用に供する建物を新設し、改修し、又は拡張する場合にあつては、工事等請負契約書の写し、工事内訳書及び^{しゅん}竣工までの写真（改修にあつては、改修前の写真を含む。）

(4) 診療の用に供する機器を購入する場合にあつては、契約書の写し又は納品書の写し、請求書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し及び納品完了の写真

（補助金の返還）

第8条 市は、第4条の規定に基づく補助を受けた医師等が、新規開設後10年以内に第3条第1号から第6号までの要件を満たさなくなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。この場合において、返還を求める額は、月割りにより計算するものとし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（財産の処分制限期間）

第9条 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間は、診療所を新規開設した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数又は10年のいずれか短い期間とする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
診療所の新規開設にかかる次の経費 (1) 診療の用に供する土地の取得に要する経費 (2) 診療の用に供する建物の新設、取得、改修又は拡張に要する経費。 (3) 診療の用に供する機器の購入に要する経費	補助対象経費の3分の2以内	2,000万円（分娩施設を有する産婦人科若しくは産科又は小児科を標榜する診療所にあつては、3,000万円）